

令和 6 年 度

予算案の概要
(予算案関係資料)

【抜粋】



さいたま市

保健衛生局 令和6年度 局運営方針（案）

1 主な現状と課題

少子・高齢化や核家族化の進行など、社会構造が大きく変化する中で、ライフスタイルが多様化し、不適切な食生活、運動不足等の生活習慣の乱れやストレスに起因する心と体の健康への影響が深刻化しています。

全ての市民が将来にわたって健やかな生活を送ることができるよう、市民一人一人の健康意識を高め、主体的に健康づくりに取り組めるような環境づくりを進める必要があります。

また、こころの不調は、誰にでも起こり得るものであり、本人・周囲が早めに気づき、これに対処することで、こころの健康の早期回復につなげることが求められています。

加えて、感染症から市民の安全と健康を守るため、国、県、関係機関等と連携し、適切かつ迅速な感染症対策を進める必要があります。

（1）健康づくりの推進

本市における主な死因として、がん・心疾患・脳血管疾患といった三大生活習慣病が上位を占めています。令和6年4月から新たな計画期間が始まる健康づくり計画（第2次歯科口腔保健推進計画及び第4次食育推進計画を含む。）に基づき、健康マイレージによるウォーキングの推奨、食育・健康なびといった市の公式サイトを活用した啓発等を通じて、生活習慣病予防に取り組むことが喫緊の課題となっています。

また、がんの早期発見・早期治療を図るため、厚生労働省の指針に定められた5つのがん検診について、引き続き受診を促すとともに、適切な精度管理に基づく質の高い検診を実施する必要があります。さらに、国民の二人に一人が一生のうちにごんと診断されることから、第2次がん対策推進計画に基づき、がん患者アピアランスケア支援など、患者等への支援を進める必要があります。

加えて、歯科診療や歯科保健サービスを受けることが困難な障害者（児）及び要介護高齢者への支援体制を整備するなど、歯科診療や歯科保健サービスの向上も求められています。

（2）こころの健康づくりの推進

こころの健康は、身体状況、住居や職場の環境、対人関係など、多くの要因により変化します。また、近年の目まぐるしい社会経済情勢の変化により、生きづらさを感じている人も多くいます。

そのため、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発、ゲートキーパーの育成等の自殺対策、緊急に精神科医療を必要とする市民等が迅速かつ適正な医療を受けられるようにするための精神科医療体制の整備、精神障害者を支える地域包括ケアシステム構築に向けた保健、医療、福祉などの関係機関の連携等に取り組む必要があります。

（3）感染症対策の充実

新興・再興感染症等に適切に対応し、市民の健康への影響を最小限度にとどめるため、感染症の流行期では、市民一人一人が感染拡大防止対策を取ることができるよう、広報・普及啓発活動を実施するとともに、発生状況等の情報についても迅速かつ的確に発信することが求められています。

また、収束後においても、様々な新興・再興感染症等について、疾病の理解や予防行動について広報・普及啓発活動を実施する必要があります。さらに、個人防護具セット、サージカルマスク等の備蓄に努める必要があります。

疾病の発生予防、まん延防止及び市民の健康保持を図るため、国の動向を踏まえながら、予防接種法に基づき、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済、市民への情報提供等を行う必要があります。

* 予防接種の主な変遷	
年度	変更内容
R1	・風しんの第5期定期予防接種が追加 ・成人用肺炎球菌定期予防接種の経過措置が5か年延長
R2	・ロタウイルスワクチン定期化 ・インフルエンザ定期予防接種無償化(新型コロナウイルス感染症対策) ・ヒトパピローマウイルス感染症定期予防接種(勧告)の一部改正
R3	・骨髄移植等により免疫低下した方に対する任意予防接種費用助成制度開始 ・ヒトパピローマウイルス感染症定期予防接種の個別勧誘再開
R4	・ヒトパピローマウイルス感染症定期予防接種のキャッチアップ接種の実施
R5	・ヒトパピローマウイルス感染症9価ワクチン定期化
R6	・新型コロナウイルスワクチン定期化

(4) 地域医療提供体制の整備

本市では、高齢者数の継続的な増加を背景として、今後も医療需要の増加が見込まれています。また、回復期・慢性期の医療機能の不足への対応が課題となっています。

そのため、埼玉県地域医療構想を踏まえ、病院間の機能の分化を進めるとともに、病院と病院の連携や病院と診療所の連携をより推進する必要があります。さらに、重層的な救急医療体制を整備するなど、地域医療の諸課題に取り組む必要があります。

本市が運営する唯一の公立病院であるさいたま市立病院は、地域の基幹病院として、地域医療における中核的な役割を果たしています。

しかしながら、救急、周産期、感染症、災害等の不採算医療や特殊部門に係る医療の多くを担っている公立病院を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、医療提供体制の維持が重要な課題となっています。

このような状況においても、さいたま市立病院では、市民が地域の中で必要な医療を受けることができる「地域完結型医療の要」として、安定した医療提供体制を維持するため、中期経営計画に基づき、医療機能の充実と健全な経営基盤の確立を図る必要があります。

(5) 母子保健の推進

近年の社会情勢として、核家族化が進み、地域のつながりが希薄になり、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。全ての妊婦・子育て家庭が安心して、出産・子育てができるよう、妊娠・出産包括支援センターの活用や、産後ケア事業の拡充を図るなど、妊娠期からの切れ目ない支援の充実が求められています。併せて、サービス利用等の利用者負担軽減を図るための経済的支援(パパママ応援ギフト)と一体的に実施していくことが必要です。

性と健康の相談事業は、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及が求められています。そのため、思春期、妊娠・出産等の各ライフステージに応じた相談を実施するとともに、SNSを活用した周知、市民公開講座の開催なども必要です。また、精神的負担の軽減を図るため、不妊・不育に悩む夫婦に対しては専門性の高い相談事業を実施していくことが必要です。



（６）安心安全な生活衛生の確保

市民が安全に、かつ安心して暮らすことができるよう、生活衛生・食品衛生関係営業施設の衛生指導、食品の安全に関する正しい知識の普及啓発など、市民生活に密接に関わる事業を適切に実施することが必要です。

また、医薬品の適切な販売及び使用の推進、動物愛護管理の推進など、市民の健やかな生活に資する事業にも取り組む必要があります。

加えて、超高齢化社会と同時に到来する多死社会に備え、市営の火葬場や墓地の安定的な運営も確保する必要があります。

（７）健康を守る試験検査の推進

関係法令及び感染症予防計画、健康危機対処計画等に基づき、新興・再興感染症の発生や腸管出血性大腸菌等による食中毒の発生、有機溶剤等に関わる地下水汚染等、予測困難な健康危機事案に関し、正確な検査と迅速な対応が求められます。

また、市内を流通する食品の更なる安全性を確保するため、国際規格である ISO 17025 に基づく食品等の検査を実施することで、信頼性の高い検査結果を提供していく必要があります。



ISO 17025 に基づく食品衛生検査イメージ

2 基本方針・区分別主要事業

市民の生命・健康・安全を守るため、引き続き感染症対策に取り組むとともに、健康寿命の延伸に向けて、市民・関係機関・行政の連携により、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防及び健康づくりに取り組めるような環境づくりを進めます。

また、医療需要の増加に対応するため、限られた医療資源を最大限活用し、必要な医療提供体制の構築に努めるとともに、暮らしの安全を守る施策を展開します。

さらに、全ての妊産婦及び子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目ない支援の充実に努めます。

(1) 健康づくりの推進

* () 内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
1	総振	健康づくり事業 〔保健衛生総務課〕	2,403 (1,607)	7,137 (6,630)	健康づくり・食育推進協議会の開催や、さいたま市健康づくり計画を推進します。	Ⅱ-125
2	総振	健康マイレージ事業 〔保健衛生総務課〕	47,326 (47,326)	158,102 (158,102)	ICTを活用し、楽しみながら継続的な運動習慣の獲得を図るため、歩数等に応じてポイントを付与する健康マイレージを実施します。	Ⅱ-125
3	総振	がん対策推進事業 〔保健衛生総務課〕	2,586 (1,746)	6,311 (5,401)	第2次さいたま市がん対策推進計画に基づき、若年末期がん患者在宅療養生活支援補助金の交付や、がんに関する正しい知識の普及啓発等を実施します。	Ⅱ-125
4	新規 総振	アピアランスケア支援 〔保健衛生総務課〕	18,070 (18,070)	0 (0)	アピアランスケア支援補助金を交付し、第2次さいたま市がん対策推進計画に基づき、がん患者の治療と社会参加の両立を支援します。	Ⅱ-125
5	総振	歯科口腔保健推進事業 〔保健衛生総務課〕	4,174 (2,392)	4,708 (2,783)	「さいたま市口腔保健支援センター」を運営し、歯科口腔保健に関する情報の提供や研修等を実施します。	Ⅱ-125
6	拡大 総振	(仮称)さいたま市口腔保健センターの着実な整備推進 〔保健衛生総務課〕	64,784 (44,284)	14,402 (14,402)	(仮称)さいたま市口腔保健センターの開設に向け、施設の基本・実施設計及び開設予定地である旧中央区役所保健センターの解体工事を実施します。	Ⅱ-126
7	総振	地域・家庭・学校が連携した食を通じた健康づくり 〔保健衛生総務課〕	2,206 (2,183)	2,649 (2,427)	「さいたま市5つの『食べる』」の推進、朝食・共食の啓発、協働の強化、ライフステージに応じた食育を推進します。	Ⅱ-126
8	総振	スマートウエルネスさいたま推進事業 〔保健衛生総務課〕	690 (690)	767 (767)	官民一体となって「スマートウエルネスさいたま」を推進するため、企業や団体等が参加するさいたま健康ネットワークに関する取組や健康経営企業の認定を実施します。	Ⅱ-125

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

(2) こころの健康づくりの推進

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
9	拡大 総振	精神障害者を支える地域 包括ケアシステムの構築 〔こころの健康センター〕	3,757 (955)	3,776 (961)	精神障害者を支える地域包括ケアシステム構築 のため、保健、医療、福祉等の関係機関による 連携を図り、多職種が協働して訪問支援（アウト リーチ）事業を実施します。	Ⅱ-122
10	総振	自殺対策推進事業 〔保健衛生総務課、こころ の健康センター〕	12,861 (6,127)	17,237 (5,786)	メンタルヘルスに関する普及啓発や自殺対策推 進を図るため、自殺対策庁内検討会の開催、 ゲートキーパー等の人材育成や、自殺未遂者対 策として自殺対策医療連携事業を実施します。	Ⅱ-122
11		精神科医療体制の整備 〔保健衛生総務課〕	38,527 (34,515)	37,131 (32,661)	緊急に精神科医療を必要とする市民等が、迅速 かつ適正な医療を受けられるようにするため、 埼玉県と共同で埼玉県精神科救急医療体制整備 事業を実施します。	Ⅱ-122

(3) 感染症対策の充実

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
12	総振	感染症予防の普及啓発 〔地域医療課〕	691 (691)	3,910 (3,910)	市民一人ひとりが適切な感染防止対策等を理解 できるよう、様々な媒体を活用して普及啓発を 行います。	Ⅱ-127
13		感染防護用品の購入・備蓄 〔地域医療課〕	7,251 (7,251)	6,269 (6,269)	個人防護具セット、サージカルマスク等を購入 して、適切に保管します。	Ⅱ-127
14		感染症予防事業 〔疾病対策課〕	25,549 (23,915)	1,393,193 (83,017)	感染症の予防・まん延防止のため、結核の接触 者健診、感染症対策等を実施します。	Ⅱ-127
15		予防接種事業 〔疾病対策課〕	3,712,339 (3,696,056)	3,966,795 (3,951,881)	予防接種法に基づく定期予防接種を医療機関に おける個別接種により実施します。	Ⅱ-130
16		新型コロナウイルスワクチ ン接種事業 〔新型コロナウイルスワク チン対策室〕	364,984 (48,956)	11,710,055 (0)	新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴 い、秋冬に1回接種を実施するための準備を行 います。	Ⅱ-131

〔区分〕新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

(4) 地域医療提供体制の整備

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
17	総振	地域医療普及啓発事業 〔地域医療課〕	1,052 (1,052)	379 (379)	病院と地域の診療所等との役割分担・連携を推進するとともに、かかりつけ医の重要性について普及啓発を実施します。	Ⅱ-121
18	総振	救急医療体制運営事業 〔地域医療課〕	708,260 (691,459)	750,678 (733,836)	休日夜間急患診療所及び在宅当番医制により、初期救急医療を実施するとともに、病院群輪番制等による第二次救急医療を実施します。	Ⅱ-121
19	新規	さいたま市民医療センター の浸水対策の実施 〔地域医療課〕	73,025 (43,025)	0 (0)	止水板の設置や排水管逆流防止対策を実施するほか、浸水対策を踏まえた設備の維持保全を目的とした調査を実施します。	Ⅱ-121
20	新規	保健医療体制の対応力強化 〔保健所管理課〕	585 (585)	0 (0)	災害時、医療機関等の情報収集やオンラインでの対策会議に対応するため、タブレット端末を導入します。	Ⅱ-131

(5) 母子保健の推進

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
21	総振	妊娠・出産包括支援事業 〔地域保健支援課〕	1,993 (334)	2,719 (459)	母子健康手帳を交付し、専門職による面接率100%を目指し、妊娠期からの切れ目ない支援を実施します。	Ⅱ-129
22	拡大 総振	産後ケア事業の利用者負担 軽減措置の拡大 〔地域保健支援課〕	42,758 (21,380)	24,277 (12,139)	育児や体調に不安があり、家族等の協力が得られない産婦に対し、訪問型・宿泊型・デイサービス型の3種類の産後ケア事業を実施するとともに、利用者負担の軽減措置を拡大します。	Ⅱ-129
23	総振	出産・子育て応援事業 〔地域保健支援課〕	1,018,397 (170,437)	1,067,040 (180,758)	妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うとともに、妊娠時・出生時にパパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）を支給します。	Ⅱ-130
24	総振	不妊・不育相談等支援事業 〔地域保健支援課〕	21,224 (2,050)	78,980 (32,018)	不妊等に悩む夫婦に対し、相談や情報提供、早期不妊検査・不育症検査費用の一部助成を行う等、総合的な支援を実施します。	Ⅱ-128
25	総振	新生児マスキリーニング の推進 〔地域保健支援課、保健科学課〕	53,157 (53,157)	44,056 (44,056)	新生児に対し、先天性代謝異常等検査を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげるための支援を実施します。	Ⅱ-128 Ⅱ-133

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

(6) 安心安全な生活衛生の確保

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
26	総振	環境衛生関連施設の許可確認及び監視指導 〔環境薬事課〕	1,782 (0)	1,781 (0)	環境衛生の確保を目的として、理容所・旅館等の環境衛生関連施設の許可・確認及び監視・指導を行うほか、墓地等の許可、室内空気環境や衛生害虫に関する相談対応等を実施します。	Ⅱ-139
27	総振	食の安全確保の推進 〔生活衛生課〕	948 (948)	1,803 (1,803)	食の安全確保の推進のため、さいたま市食の安全委員会等を開催するとともに、各種計画等に基づく施策を推進します。	Ⅱ-137
28		食品営業施設の監視指導及び食品の検査 〔食品衛生課〕	12,784 (0)	21,399 (108)	食品の安全性の向上のため、飲食店等食品関連施設の監視指導及び収去買上げによる食品検査を実施します。	Ⅱ-137
29		薬局、医薬品販売業等の監視指導 〔環境薬事課〕	4,919 (0)	4,758 (0)	保健衛生の向上を目的として、薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業等の許可及び監視・指導を行います。また、薬物乱用防止を目的とした啓発活動を実施します。	Ⅱ-139
30		長期火葬対応業務 〔生活衛生課〕	16,500 (0)	債務負担 行為設定	本市における火葬需要のひっ迫と市営2火葬場の将来的な老朽化に対応するため、必要な対策を検討及び実施します。	Ⅱ-140

(7) 健康を守る試験検査の推進

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
31	総振	新興再興感染症対策事業 〔保健科学課〕	11,156 (10,231)	10,064 (10,064)	健康科学研究センターにおける新興再興感染症に対する検査体制を整備します。	Ⅱ-133
32	総振	新型コロナウイルス検査事業 〔保健科学課〕	15,344 (9,629)	23,395 (13,743)	健康科学研究センターにおける新型コロナウイルス感染症の検査に必要な試薬等を備え、検査を実施します。	Ⅱ-133
33	総振	食の安全確保の更なる強化 〔生活科学課〕	153,690 (153,690)	143,157 (134,704)	I S O 1 7 0 2 5に基づく検査の精度管理等食品の検査体制を整備します。	Ⅱ-134
34		大気・水質等の環境調査分析 〔環境科学課〕	101,544 (101,025)	98,194 (97,820)	環境法令に基づく大気、水質等の調査・分析や、行政検体の分析等を行います。	Ⅱ-134

〔区分〕新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

子ども未来局 令和6年度 局運営方針（案）

1 主な現状と課題

少子化・核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子ども・青少年を取り巻く環境が変化する中、子育て支援に関する市民ニーズは高い状況にあります。

特に本市においても、年間出生数が1万人を割るなど少子化は着実に進行しており、少子化対策については喫緊の課題として、スピード感を持ちつつ、着実に推進していくことが求められています。本市が持続可能な成長・発展を続けていくためには、人口の自然増を下支えする出産・子育て世代の増加を図るなど、戦略的に少子化対策に取り組むことが必要となっています。

そのためにも、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが重要であり、障害や虐待などにより社会的支援や経済的支援が必要な子どもとその家族も含め、未来を担うすべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進し、結婚、妊娠・出産期、乳幼児期から青年期に至るまで切れ目のない支援をより一層充実させていくことが求められています。

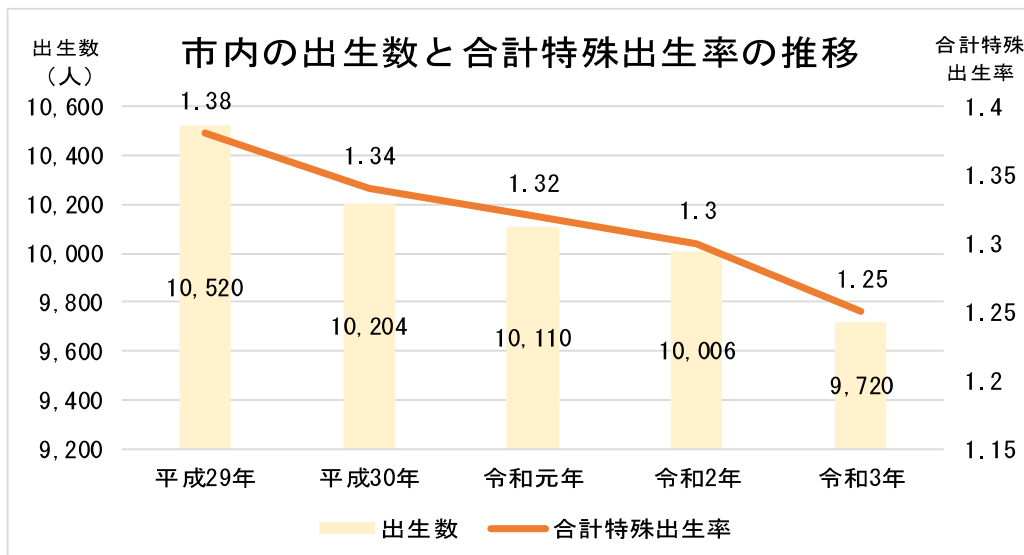
（１）「こどもまんなか社会」や少子化対策の推進

全国的に進行している少子化を食い止めるためには、国の打ち出す各種施策と併せて本市の実情に即した適切な事業を展開していくことが重要です。

令和5年度は、のびのび赤ちゃん応援金や、第3子以降の出生に対する多子世帯子育て応援金を創設するとともに、医療的ケア児保育支援センターの設置や市内3か所目となる療育センターひなぎくの開設など、誰一人取り残さない安心して子育てできる環境づくりに取り組みました。また、市長がこどもまんなか応援サポーター宣言を行い、市長を座長とする「こどもまんなか・少子化対策会議」を設置し、全庁を挙げて、「こどもまんなか社会」の実現や少子化対策について検討を進めています。

引き続き、本市を取り巻く状況の分析や既存事業の検証を踏まえ、効果的な事業の検討を行うとともに、しっかりと第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン（計画期間：令和7年度～令和11年度）に位置付けていく必要があります。

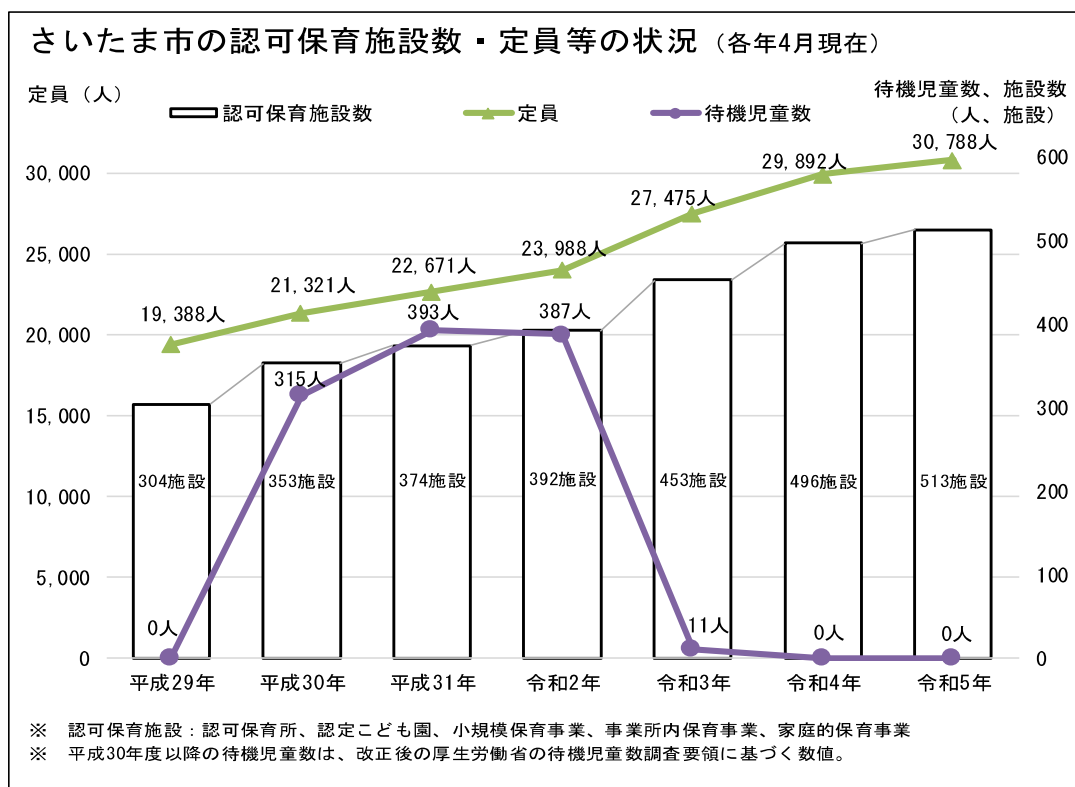
また、「こどもまんなか社会」の実現に向けては、子ども・青少年に様々な体験や社会参画の機会を提供することが重要であり、持続可能な支援体制を構築するため、子どもを社会全体で支える仕組みづくりが必要となっています。



（２）子育てがしやすい環境づくり

年々増加を続ける保育需要に対応するため、認可保育所等の積極的な整備を進めた結果、令和5年4月の待機児童数は2年連続で0人となりました。しかしながら、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加や核家族化の進展に加え、区画整理に伴う宅地開発や駅周辺部でのマンション開発などによる子育て世代の社会増により、今後も保育需要の更なる増加が見込まれています。

そのため、子育てと仕事を両立し、安心して子どもを産み育てられる環境を実現できるよう、認可保育所や小規模保育事業等の整備、ナーサリールーム等の市認定保育施設の活用、子育て支援型幼稚園の認定促進、幼稚園を送迎先とした送迎保育ステーションの運用、こども誰でも通園制度（仮称）の実施などにより、子育て家庭の様々なニーズに応えられる多様な保育の受け皿確保を図る必要があります。



また、施設の量的拡大に伴い、保育人材の確保・離職防止も課題となっており、保育士の就業支援や負担軽減等の取組をより一層推進していく必要があります。

併せて、幼児教育・保育の「質の向上」を図る必要もあります。幼稚園や保育所等における安心・安全な環境の確保や教育・保育の専門性向上に資する取組をさらに強化していくことが求められています。

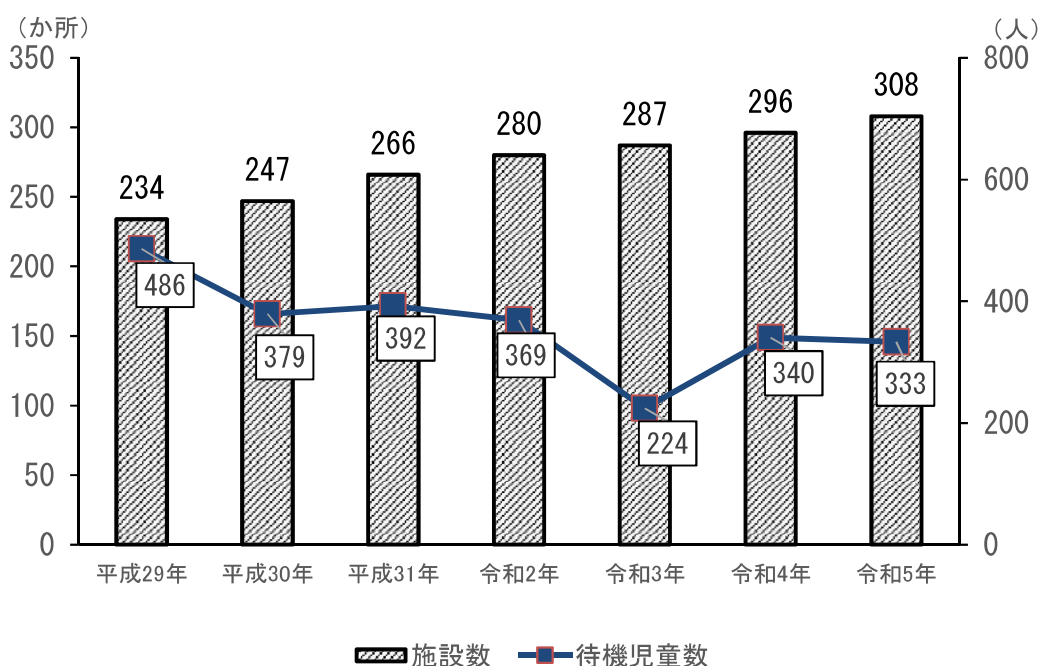
その他、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業等の充実を図るとともに、保育コンシェルジュや保育コーディネーターを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつける必要があります。

さらに、放課後児童クラブでは、民設放課後児童クラブの計画的な整備によって待機児童は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加等による需要の高まりが続いており、令和5年4月1日現在の待機児童数は前年度から7人の減少に留まり333人となりました。

今後も、共働き世帯の増加や子育て世代の社会増等による需要の増加が見込まれるため、民間物件だけでなく転用可能教室等の学校施設を最大限に活用した整備を行い、待機児童の解消を図る必要があります。

加えて、民設放課後児童クラブの運営に係る保護者負担の軽減や夏休みのみの利用等の多様なニーズに対応していく必要があることから、従来の民設放課後児童クラブの整備に加えて、放課後子ども居場所事業のモデル事業を実施するなど、新たな放課後児童対策に取り組む必要があります。

放課後児童クラブの施設数及び待機児童数（各年4月1日現在）



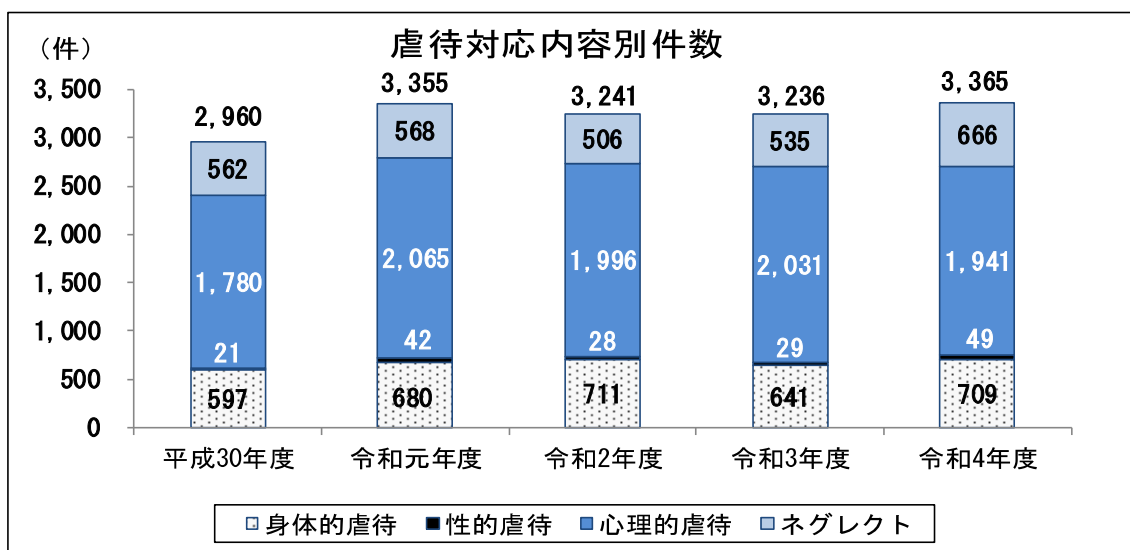
子ども・家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として、平成30年4月に子ども家庭総合センターを開設しました。

今後も、乳幼児から青少年を含む幅広い年代の子どもとその家庭が抱える多様な問題を総合的に支援するため、居場所・交流の場に付帯した相談窓口による相談への誘導、専門相談機関の集積・連携強化などによる相談ワンストップの実現、子ども・家庭に関する相談の担い手の育成など、市全体の子育て支援力の向上に取り組む必要があります。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行うため、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う子ども家庭センターを10区に設置し、包括的な相談支援体制の強化を図る必要があります。

（３）専門的な知識・技術が必要な子ども・家庭への支援の充実

児童虐待対応件数は令和元年度より横ばいで推移しており、さらに児童問題については複雑、深刻化しています。このような中、児童相談所は、相談体制を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応、家族の再統合に至るまで切れ目のない支援を推進し、関係機関との連携の強化や専門性の更なる向上を図っていく必要があります。



また、少子高齢化の進行等により、誰もがケアをされる側にもする側にもなり得る状況の中、一人ひとりのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるよう社会全体で支援する必要があります。

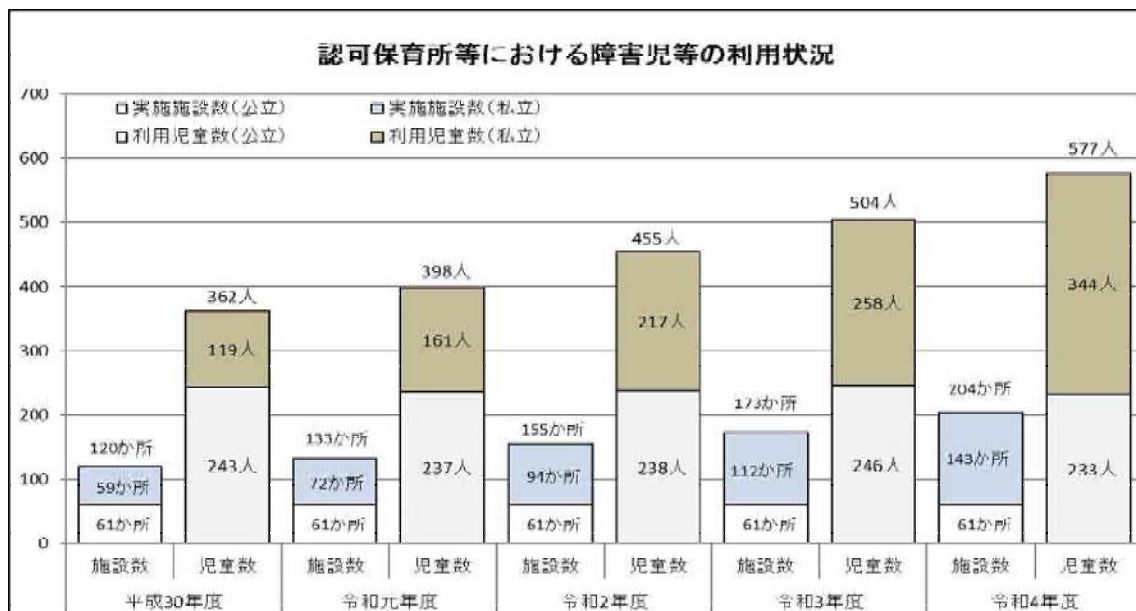
特に、本来大人が担うべきケアを日常的に担っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を強いられることで、学校生活等に支障をきたし、自身の将来に影響を及ぼすことも懸念されており、ヤングケアラーの負担を軽減するための支援が必要です。

障害のある児童や支援を必要とする児童は、年々増加傾向にあります。保育所の役割として、個々の障害の特性に対する理解を深めながら、できる限り多くの児童を受け入れ、集団生活を通じ、心身の健全な発達を促進していくことが求められています。

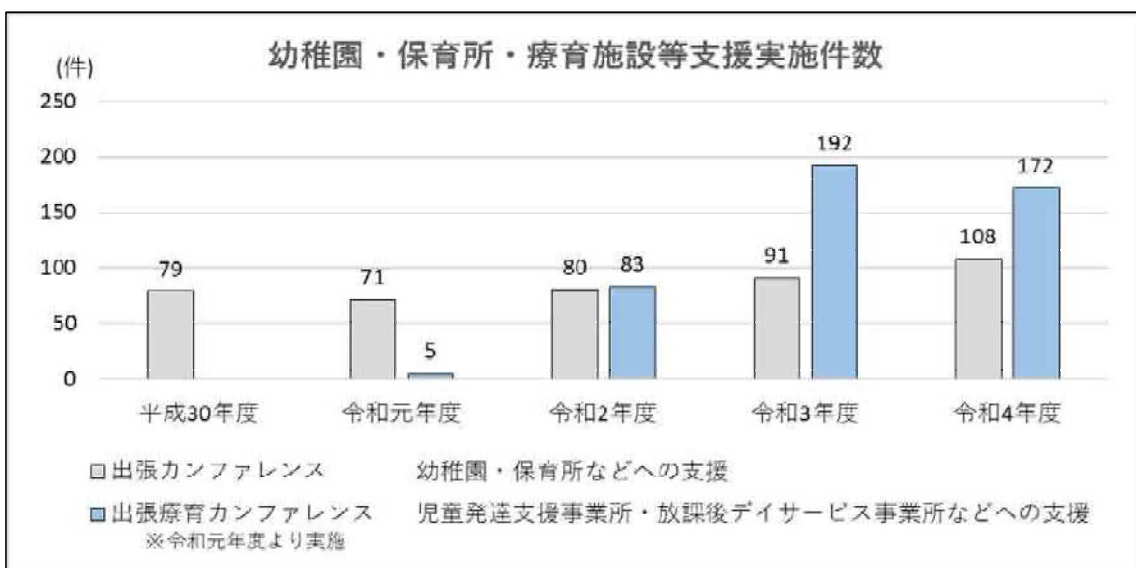
認可保育所等における障害児の受入に当たっては、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進していく必要があります。

また、保育所を希望する子どものうち、医療的ケアを必要とする子どもを令和6年1月現在、私立保育所8か所で受け入れています。受入施設の拡大等に向けて体制整備を図っていく必要があります。

さらに、在宅の未就学の医療的ケア児に対する相談・交流や保育所入所の支援等についても取り組んでいくことが求められています。



発達障害の社会的認知の広がりにより、乳幼児期から適切な医療・療育を必要とする子どもが増加しています。発達障害がある幼児・児童及びその保護者が地域生活を円滑に送ることができるよう、発達障害児への支援を行うとともに保護者に対する支援も実施する必要があります。また、障害児が日常を過ごす施設へ専門職が訪問し助言を行う等の支援についても引き続き実施し、関係機関と連携を取りながら発達障害児への支援を推進していく必要があります。



（４）子ども・若者の健全育成

個々の価値観や生き方が多様化していく中で、一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、次代の社会を担うことができるよう、多様な体験や活動の提供などの支援を講じる必要があります。

また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻化する状況にあるため、安心・安全な居場所の提供や食事の提供、生活習慣の形成等の支援を包括的に提供する常設型施設への支援を行うとともに、地域内連携並びに地域における多彩な担い手の育成を推進し、個々の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施するなど必要な支援を講じる必要があります。

（５）ひとり親家庭等への自立支援の充実

ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、両親がそろった家庭に比べて就労収入が低い傾向にあります。このため、ひとり親家庭の父又は母の就業を促進して経済的な自立を支援するとともに、養育費の確保を支援するなど生活の安定を図る必要があります。また、支援を必要とするひとり親が確実に支援につながるよう相談窓口の強化を行う必要があります。

2 基本方針・区分別主要事業

子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が輝いて生きられるまちを目指し策定した「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」に沿った施策などを着実に遂行することにより、すべての子ども・青少年・子育て家庭の視点に立った支援策を展開するとともに、次世代を担う子ども・青少年を社会全体で育てていく気運を醸成し、「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指します。

(1) 「こどもまんなか社会」や少子化対策の推進

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
1	拡大	第3期子ども・青少年のびのび希望プランの策定 〔子ども政策課〕	27,218 (25,718)	7,622 (7,622)	本市の少子化・子育てをめぐる現状と課題を検証した上で、今後取り組むべき少子化対策と子ども・子育て支援事業等を検討し、次期プランの策定を行います。	Ⅱ-205
2	新規	子ども・青少年希望（ゆめ）基金の創設 〔子ども政策課〕	10,000 (5,000)	0 (0)	市民や企業等からの寄附金等の受け皿となる「さいたま市子ども・青少年希望（ゆめ）基金」を新たに設置し、積立てを行います。	Ⅱ-207
3	総振	デジタルを活用した婚活の推進 〔子ども政策課〕	567 (567)	567 (567)	少子化対策の一環として、結婚の希望を実現するため、埼玉県や県内市町村、企業等で構成する「SAITAMA出会いサポートセンター事業」に参加し、連携して婚活支援に取り組みます。	Ⅱ-211
4	拡大	児童手当の拡充 〔子育て支援課〕	21,792,192 (3,335,468)	18,276,673 (2,744,357)	児童手当制度の改正に伴い、所得制限の撤廃、対象年齢の拡大、第3子以降の支給額の増額を実施します。	Ⅱ-212
5	拡大 総振	子育て支援医療費助成の高校生年代への拡大 〔子育て支援課〕	7,153,391 (7,110,965)	5,151,804 (5,107,866)	子育て環境の充実と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和6年10月から入通院の医療費の助成対象年齢を18歳の年度末まで拡大します。	Ⅱ-214
6	新規	児童センター子ども運営会議モデル事業 〔子ども政策課〕	300 (0)	0 (0)	児童センターの運営に子どもの意見を反映する仕組みづくりとして、子ども運営会議のモデル事業を実施します。	Ⅱ-217

(2) 子育てがしやすい環境づくり

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
7	総振	さいたま市子ども家庭総合センターの運営 〔子ども家庭総合センター総務課〕	367,916 (348,243)	391,839 (366,910)	子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援します。	Ⅱ-208 Ⅱ-223

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

* () 内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
8	拡大 総振	子育てヘルパー派遣事業 〔子育て支援課〕	6,366 (6,366)	3,610 (3,610)	子育て家庭の育児に対する更なる負担軽減を図るため、1歳未満の乳児を養育する家庭が利用できる日数を拡大します。	Ⅱ-211
9	拡大 総振	ファミリー・サポート・センター利用支援事業 〔子育て支援課〕	1,691 (1,691)	1,691 (1,691)	仕事と育児の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業における利用料の助成対象をひとり親家庭、ダブルケア世帯及び多子世帯に加え、多胎世帯にも拡大します。	Ⅱ-213
10	総振	放課後児童健全育成事業 〔幼児・放課後児童課〕	3,790,725 (1,194,771)	3,814,603 (1,262,944)	放課後児童クラブの運営支援として、委託料の拡充を行うとともに、各クラブを訪問し、育成支援等の質を向上させます。	Ⅱ-215
11	新規	放課後子ども居場所事業のモデル4校での実施 〔幼児・放課後児童課〕	90,186 (33,622)	0 (0)	利用を希望する全ての児童を対象に、最も身近な小学校の施設を活用して、安心・安全な放課後の居場所を提供するモデル事業を市内4校で実施します。	Ⅱ-215
12	拡大 総振	民設放課後児童クラブの整備促進と余裕教室等の活用 〔幼児・放課後児童課〕	156,098 (33,182)	127,605 (17,119)	民設放課後児童クラブの整備促進を図るため、施設整備に対する助成を行います。また、新たに2つの小学校の余裕教室等を活用し、放課後児童クラブの施設整備を実施します。	Ⅱ-218
13	総振	こども家庭センター事業 〔子ども家庭支援課〕	1,175 (197)	1,205 (603)	10区のこども家庭センターにおいて、子育て全般に関する相談や児童等への必要な支援を実施します。	Ⅱ-216
14	拡大 総振	保育人材確保対策事業 〔保育課、保育施設支援課〕	2,035,265 (1,326,102)	1,918,370 (1,227,105)	保育士の処遇改善や保育士用宿舍借り上げに係る経費等を補助します。また、新たに、市内の私立認可保育所等で就労を開始する保育士の奨学金返済に係る経費の一部を補助します。	Ⅱ-221 Ⅱ-222
15	新規	こども誰でも通園制度（仮称）の試行的実施 〔幼児・放課後児童課、保育課〕	46,957 (11,740)	0 (0)	幼稚園・保育所等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな制度の創設に向けた試行的事業を実施します。	Ⅱ-218 Ⅱ-221
16	総振	保育人材確保対策事業 〔保育施設支援課〕	22,877 (22,505)	26,015 (25,636)	保育人材を確保するため、保育士資格取得支援事業を実施するとともに、市認定保育施設における保育士等処遇改善事業を実施します。	Ⅱ-222
17	総振	特定教育・保育施設等の整備事業 〔のびのび安心子育て課〕	1,589,039 (107,169)	2,165,408 (38,935)	新たな保育需要が見込まれる地域において、認可保育所等の整備を進めるとともに、小規模保育事業や事業所内保育事業などの整備促進のため、連携施設の確保を支援します。	Ⅱ-220
18	総振	送迎保育ステーション事業 〔幼児・放課後児童課〕	39,454 (19,727)	39,620 (20,090)	選べる子育て環境を創出するため、私立幼稚園等を送迎先とした送迎保育ステーションを運営します。	Ⅱ-218

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
19	拡大	保育所等の給食用食材の物価高に対する支援 〔幼児・放課後児童課、保育課、保育施設支援課〕	387,228 (352,660)	297,142 (297,142)	栄養バランスや量を保った給食の提供を確保するため、保育所等の給食用食材の物価高による給食費上昇分を公費負担します。	Ⅱ-218 Ⅱ-221 Ⅱ-222
20	拡大 総振	私立幼稚園等預かり保育補助事業 〔幼児・放課後児童課〕	814,961 (520,401)	723,458 (442,530)	私立幼稚園等の預かり保育事業に対して補助するとともに、新たに認定した私立幼稚園等6園を含む54園の「子育て支援型幼稚園」を利用する保護者の経済的負担を軽減します。	Ⅱ-219
21	総振	幼児教育の質の向上事業 〔幼児・放課後児童課〕	87,226 (85,380)	98,958 (96,698)	幼児教育の質の向上に向け、「幼児教育の指針」等に基づく研修を実施するとともに、幼児教育環境の向上に向けた幼稚園等の取組を支援します。	Ⅱ-219

(3) 専門的な知識・技術が必要な子ども・家庭への支援の充実

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
22	総振	児童相談等特別事業 〔南部児童相談所〕	47,079 (24,082)	47,154 (23,566)	児童問題の複雑、深刻化や児童相談所等への相談の増加に対応するため、通告・相談に応じられる体制を整備し、児童の安全確認訪問業務の民間委託を実施します。	Ⅱ-210
23	新規	一時保護所保護児童学習支援事業 〔南部児童相談所〕	1,342 (1,342)	0 (0)	一時保護所内で生活する保護児童の学習環境の向上を図るため、アプリを活用したタブレット学習を実施します。	Ⅱ-224
24	総振	里親支援機関事業 〔南部児童相談所〕	3,978 (2,001)	3,754 (1,882)	保護者のいない児童等の養育のため、里親の登録、里親への委託を推進するとともに、委託後の里親・子の支援を実施します。	Ⅱ-210
25	総振	ヤングケアラーへの支援 〔子ども家庭支援課〕	12,455 (1,636)	23,008 (11,485)	ヤングケアラー相談窓口の周知、支援団体や関係機関職員を対象にした研修会の開催及びヤングケアラーのいる家庭への訪問支援事業を実施します。	Ⅱ-216
26	拡大 総振	障害児保育事業 〔保育施設支援課〕	749,186 (748,142)	527,215 (526,171)	障害児や心身の発達に遅れのある児童の受入れを促進するため、私立認可保育所等に補助を行います。	Ⅱ-222
27	拡大 総振	私立認可保育所等における医療的ケア児の受入支援 〔保育施設支援課〕	183,310 (80,787)	142,670 (60,110)	医療的ケアを必要とする児童の受入れを行う私立認可保育所等に対する支援を実施するとともに、受入施設を拡大します。	Ⅱ-222
28	拡大 総振	医療的ケア児保育支援センターの運営 〔保育課〕	26,967 (15,917)	14,887 (4,965)	医療的ケア児保育支援センターにおいて、未就学の医療的ケア児や家族に対して相談等の支援を実施します。また、医療的ケア児受入保育施設等に対して研修等の支援を実施します。	Ⅱ-221

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

*（ ）内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
29	拡大 総振	私立幼稚園等における特別 支援教育に対する支援の充 実 〔幼児・放課後児童課〕	123,399 (122,599)	100,712 (99,832)	私立幼稚園等における特別支援教育に対する支 援の一層の充実を図り、特別な教育的支援が必 要な幼児に係る幼児教育振興補助金の補助対象 人数を拡大します。	Ⅱ-219
30		杉の子園施設更新事業 〔総合療育センターひまわ り学園総務課〕	2,717 (2,717)	9,372 (9,372)	児童発達支援事業所である杉の子園の現地での 施設更新や児童発達支援センターへの機能拡充 を検討するため、調査委託等を実施します。	Ⅱ-225
31	拡大 総振	療育体制の強化と効果的な 支援の推進 〔総合療育センターひまわ り学園総務課、療育セン ターさくら草、療育セン ターひなぎく〕	130,814 (75,559)	105,074 (57,977)	発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見 と早期療育を行い、医療と福祉が一体となって 専門的立場から子どもの状態に合わせた療育や 保護者支援を実施します。	Ⅱ-226 Ⅱ-228 Ⅱ-229 Ⅱ-230

(4) 子ども・若者の健全育成

*（ ）内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
32	総振	若者自立支援ルーム運営事 業 〔子ども政策課〕	45,746 (45,746)	60,015 (60,015)	社会生活を営むうえで困難を有する若者が1人 でも多く円滑な自立が果たせるよう支援を実施 します。	Ⅱ-204
33	総振	子どもの社会参画推進事業 (子どもがつくるまち) 〔子ども政策課〕	5,768 (5,768)	5,791 (5,791)	子どもたちの発想で仮想のまちをつくり、様々 な体験をすることができる「子どもがつくるま ち」を実施します。	Ⅱ-211
34	拡大 総振	子ども食堂・フードパント リー・多世代交流会食への 支援の拡充 〔子ども政策課〕	4,950 (0)	4,200 (4,200)	子どもの居場所の更なる拡充のため、支援対象 を多世代交流会食実施団体等に加え、子ども食 堂、フードパントリー及び生活指導・学習支援 を実施する団体等に拡大します。	Ⅱ-211
35	新規	様々な課題を抱える児童を 支援する常設型の居場所づ くり 〔子ども政策課〕	27,114 (9,624)	0 (0)	養育環境に課題を抱える児童に対して、安心・ 安全な居場所の提供や食事の提供、生活習慣の 形成等の支援を包括的に提供する常設型施設へ の支援を行います。	Ⅱ-211

(5) ひとり親家庭等への自立支援の充実

*（ ）内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲載 ページ
36	拡大	児童扶養手当の拡充 〔子育て支援課〕	2,981,331 (1,986,423)	2,712,538 (1,807,092)	児童扶養手当制度の改正に伴い、所得制限の緩 和、第3子以降の支給額の増額を実施します。	Ⅱ-213

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

* () 内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和6年度	令和5年度	説明	掲 載 ページ
37	新規 総振	養育費サポート事業 〔子育て支援課〕	3,485 (335)	0 (0)	ひとり親家庭の養育費の安定的な確保を支援するため、未払い養育費の立替支援を実施するとともに、養育費の差押え等の手続費用の助成を実施します。	Ⅱ-212
38	総振	ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金の支給 〔子育て支援課〕	60,309 (15,077)	69,727 (17,432)	ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定のため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	Ⅱ-212
39	新規	低所得の子育て家庭児童進 学支援 〔子育て支援課〕	5,785 (5,018)	0 (0)	低所得の子育て家庭等の児童の進学に向けた経済的支援を行うため、模試費用や受験料を助成するとともに、大学等入学時に入学一時金を助成します。	Ⅱ-211
40	新規	低所得の子育て世帯物価高 対策給付金給付事業 〔子育て支援課〕	349,176 (0)	0 (0)	令和5年度に住民税所得割が課税であった者が令和6年度に新たに住民税均等割非課税又は住民税均等割のみ課税になった子育て世帯を対象に、対象児童1人当たり5万円を支給します。	Ⅱ-231

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業